

都市計画提案制度の手続きに関する事務処理要領

大 野 城 市

目 次

大野城市都市計画提案制度の手続きに関する事務処理要領

第1条	趣旨	2
第2条	用語の定義	2
第3条	提案要件	2
第4条	計画提案の提出書類	3
第5条	事前相談	4
第6条	計画提案の要件確認・審査及び受理	4
第7条	受理した計画提案に対する合意形成	4
第8条	受理した計画提案に対する住民周知と意見反映	4
第9条	受理した計画提案及び提案に対する意見書等の取り扱い	5
第10条	計画提案に対する市の判断	5
第11条	都市計画の決定又は変更をする場合の手続き	5
第12条	都市計画の決定又は変更をしない場合の手続き	6
第13条	委任	6

様 式

様式第1号	都市計画提案書	7
様式第2号	団体に関する申告書	8
様式第3号	土地所有者等の同意状況一覧表	9
様式第4号	都市計画提案同意書	10
様式第5号	土地所有者及び周辺住民等への説明の経緯に関する資料	11
様式第6号	事前相談書	12
様式第7号	都市計画提案に関する通知書	13

都市計画提案制度の手続きに関する事務処理フロー

都市計画提案制度の手続きに関する事務処理フロー	14
-------------------------	----

参 考

1. 都市計画提案制度関係法令の抜粋	15
2. 提案が適合すべき都市計画の基準	18

大野城市都市計画提案制度の手続きに関する事務処理要領

平成 22 年 1 月 19 日

要領第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 21 条の 2 から第 21 条の 5 までの規定に基づく市に対する都市計画の決定又は変更の提案の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 計画提案 法第 21 条の 2 の規定に基づき行われる都市計画の決定又は変更をすることに係る都市計画の素案の提案

(2) 提案者 計画提案を行う者

(3) 計画素案 計画提案に係る都市計画の素案

(4) 都市計画の案 都市計画の決定又は変更に当たり、大野城市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に諮問するため市が作成する都市計画の案

(提案要件)

第 3 条 計画提案できる要件は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 提案者は、次に掲げるいずれかに該当する者であること。

ア 提案に係る区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設置されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）

イ まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社

ウ まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体

(2) 計画提案に係る土地の区域が、一体として整備し、開発し、又は保存すべき土地の区域としてふさわしい 0.5ha 以上の一団の土地の区域であること。

(3) 計画素案の内容が、法第 6 条の 2 に規定する都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、法第 18 条の 2 に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針及び法第 13 条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

(4) 計画素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地

で公共施設の用に供されているものを除く。)の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得ていること。この場合において、複数の所有者又は借地権者(以下「共有者等」という。)で構成される1筆の土地については、共有者等全員をもって1権利者として扱い、同意者の数については、同意した共有者等の共有持分の割合に応じた数とし、同意した者に係る地積については、同意した共有者等の共有持分の割合に応じた地積とする。ただし、共有持分の割合が不明の場合は等分とする。

(計画提案の提出書類)

第4条 提案者は、次の各号に掲げる書類を市に提出しなければならない。

(1) 都市計画提案書(様式第1号)

(2) 計画素案で、次のアからエに掲げるもの

ア 計画書(都市計画の種類、名称、位置及び区域等都市計画の内容を表示したもの)

イ 総括図(縮尺が1万分の1の大野城市都市計画総括図で、計画提案に係る都市計画の範囲が明確に表示されたもの)

ウ 計画図(縮尺が2千5百分の1の地形図で、計画提案に係る都市計画の範囲が明確に表示されたもの)

エ 参考図(市が必要と認める図面)

(3) 提案資格を有することを証する書類で、次に掲げるいずれかの書類

ア 提案者が土地所有者等である場合は、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同法同条第4項の図面の写し及び同法第119条第2項の登記事項要約書

イ 提案者が前条第1号のイに該当する法人である場合は、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為

ウ 提案者が前条第1号のウに該当する団体である場合は、団体に関する申告書(様式第2号)

(4) 土地所有者等の同意を得たことを証する書類で、次のアからウに掲げるもの

ア 土地所有者等の同意状況一覧表(様式第3号)

イ 都市計画提案同意書(様式第4号)

ウ 不動産登記法第14条第1項の地図又は同法同条第4項の図面の写し及び同法第119条第2項の登記事項要約書

(5) 土地所有者及び周辺住民等への説明の経緯に関する資料(様式第5号)

(6) 前各号に掲げるもののほか必要と認められる書類

(事前相談)

第5条 市は、提案者に対して計画提案の手続きが円滑かつ適切に行われるように、事前相談を受けるよう働き掛けるものとする。

2 提案者は、前項に規定する事前相談をする場合は、市に事前相談書（様式第6号）を提出するものとする。

（計画提案の要件確認・審査及び受理）

第6条 市は、第4条に規定する書類の提出があったときは、計画提案の要件の確認・審査を行い、提案の要件を満たしている場合はこれを受理するものとする。

2 市は、計画提案が第3条各号に掲げる要件に適合しない場合（適合する見込みのない場合を除く。）は、提案者に対して補正をするよう求めるものとする。

3 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、提案不成立として処理するものとする。この場合において、市は、当該計画提案ができない旨をその理由を付して、書面により提案者に通知するものとする。

（1）前項の規定による書類の補正が行われないうち。

（2）計画提案が第3条各号に掲げる要件に適合する見込みのないとき。

4 前項に規定する場合において、受付した提案書類等は提案者に返却し、提案者の承諾を得てその写しを市に保管するものとする。

5 市は、必要に応じて福岡県と、提案された内容の確認のための協議を行うものとする。

（受理した計画提案に対する合意形成）

第7条 市は、前条の規定により計画提案を受理した場合、計画提案地区住民の合意形成を図るため、市主催による提案地区住民を対象にした説明会を開催することにより、次に掲げる事項について説明し、提案書の周知と意見等の聴取を行うものとする。

（1）当該地の現況報告

（2）都市計画提案制度の説明

（3）市に提出された計画提案の内容

（4）今後の検討プロセス又はスケジュール

2 前項の説明会において反対又は修正の意見があった場合、市は、提案者に対し修正の意思があるか否かを確認するものとする。

3 前項に規定する場合において、提案者に修正の意思があるときは、提案者は、都市計画提案書（様式第1号）により、提案の変更を市に提出するものとし、提案者に修正の意思がないときは、市は、そのまま提案書を受理し事務を進めるものとする。

（受理した計画提案に対する住民周知と意見反映）

第8条 市は、前条の規定による説明会を実施した後、計画提案がなされたことを住民及び利害関係人に知らせるとともに、その意見を反映させるために、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、計画素案を当該公告の日の翌日から起算して2週間閲覧に供するものとする。

(1) 計画素案のうち、種類、名称、区域

(2) 閲覧場所

2 前項の規定による閲覧に供された計画素案について意見しようとする者は、閲覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市に提出しなければならない。

(受理した計画提案及び提案に対する意見書等の取り扱い)

第9条 市は、前条の規定による閲覧を実施した後、大野城市都市計画審議会事前説明会(以下「審議会事前説明会」という。)を開催し、計画素案及び市民等から提出された意見書等の取り扱いについて、審議会の意見を聴き、適切な手続きを遅滞なく行うものとする。

2 審議会事前説明会において、提案者及び反対者等の意見聴取が必要と審議会が判断したときは、市は、再度審議会事前説明会を開催するものとする。

3 審議会事前説明会において、審議会から修正案等の申し出があった場合、市は、提案者に対し修正の意思があるか否かを確認するものとする。

4 前項に規定する場合において、提案者に修正の意思があるときは、提案者は、都市計画提案書(様式第1号)により、提案の変更を市に提出するものとし、提案者に修正の意思がないときは、市は、そのまま事務を進めるものとする。

(計画提案に対する市の判断)

第10条 市は、次の各号に掲げる事項に関する適合性及び前3条の結果など総合的に勘案して、都市計画の決定又は変更の必要性を判断するものとする。

(1) 次に掲げる市のまちづくりに関する各種方針と適合していること。

ア 大野城市総合計画

イ 大野城市都市計画マスタープラン

ウ 大野城市緑の基本計画

(2) 計画提案に係る区域内外の住民との調整状況

(3) 計画提案に係る区域内外の環境の保全及び創造への配慮状況

(4) 事業を伴う場合の事業の必要性、実効性、効果等

(都市計画の決定又は変更をする場合の手続き)

第11条 市は、計画提案について都市計画の決定又は変更が必要であると判断した場合、都市計画提案に関する通知書(様式第7号)により判断の結果及びその理由を提案者に通知するとともに、計画提案を基に都市計画の案を作成するものとする。

2 市は、前項の規定により都市計画の案を作成する場合、次項の規定による場合を除くほか、必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、計画提案が法第12条の5に規定する地区計画であるときは、大野城市地区計画等の案の作成手続きに関する条例(平成4年条例第6号)の定めるところにより縦覧を行うものとする。

4 市は、計画提案に係る都市計画の決定又は変更をしようとする場合は、当

該都市計画の案を法第 17 条の規定に基づく縦覧に供し、その結果をホームページへ掲載することにより公表するものとする。

5 市は、前項の規定による縦覧に供した後、当該都市計画の案を審議会に諮問するものとする。この場合において、判断の結果及びその理由、その他当該計画提案に関して必要と認められる書類を添付するとともに、計画素案を併せて提出しなければならない。

6 市は、計画提案に係る都市計画の決定又は変更の告示をしたときは、その旨を提案者に通知するものとする。

（都市計画の決定又は変更をしない場合の手続き）

第 12 条 市は、都市計画の決定又は変更をしないと判断した場合は、審議会の意見を聴き、提案者に速やかに理由を付して、その旨を都市計画提案に関する通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

（委任）

第 13 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

都市計画提案書

大野城市長 様

次のとおり、都市計画(決定 変更)を行うことを提案します。

1 提案者 (団体)

氏名(団体名)	印	
住所・連絡先	住所:	TEL:
担当者(団体の場合)	氏名:	

2 提案名称

3 都市計画の種類

4 提案区域の情報

場 所	地内		計画区域の面積 (除く公有地等)		m ²
			(m ²)
総権利者数	人	同意権利者数	人	不同意権利者数	人
総権利地積	m ²	同意権利地積	m ²	不同意権利地積	m ²
同意率	人数	同意者			
	地積	同意地積			

5 計画案の内容

(1) 計画立案の理由
(2) 計画案の内容
(3) 計画の実現性、実施による効果等
(4) その他

6 その他、特記事項

団体に関する申告書

大野城市長 様

所在地
 申告団体 名称
 代表者氏名
 電話

印

当団体について、次のとおり申告します。

1 開発行為の実績

都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けて開発行為を行った主な実績 <small>(開発区域に含まれる地域の名称、区域面積、許可年月日・番号、検査済証年月日・番号等)</small>
都市計画法第29条第1項第5号から第10号までに掲げる開発行為を行った主な実績 <small>(開発区域に含まれる地域の名称、区域面積、都市計画法第29条第1項の該当号、事業の名称・許可年月日、開発行為着手・完了年月日等)</small>

2 役員状況

役員のうち、成年被後見人又は被保佐人の存在の有無	有・無
役員のうち、破産者で復権を得ない者の存在の有無	有・無
役員のうち、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の存在の有無	有・無
役員のうち、都市計画法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から5年を経過しない者の存在の有無	有・無

備考

- 代表者氏名の記載を自署で行う場合は押印を省略できます。
- 都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けて開発行為を行った実績がある場合は、当該開発許可の許可証及び検査済証の写しを添付願います。
- 役員には、法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含みます。

土地所有者等の同意状況一覧表

	氏 名	権利種別	所 在 地	地 積 (㎡)	同意状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(1) 土地所有者等の同意率

(2) 土地面積の同意率

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

都市計画提案同意書

様

(権利者住所)

(権利者氏名)

印

(権利者電話番号)

次の都市計画の提案に同意します。

提案名称:

権利物件	(土地、借地権等記入)	公簿地積	m ²	実測地積	m ²
所在地					
登記人氏名					
登記人住所					

注) 権利者と登記人が異なる場合は、権利を証する資料を添付(借地契約書の写し、遺産分割協議書の写し等)

(権利が2以上ある場合は、同様に並記してください。)

土地所有者及び周辺住民等への説明の経緯に関する資料

1 提案名称

2 説明会等開催状況

日 時	場 所	参加人数	備 考

3 説明会開催通知

(1) 対象者

(2) 周知方法

4 参加者の主な意見

5 参加者(別添可)

氏名	住所	氏名	住所

6 その他

説明会等で使用した資料を1部添付して下さい。

事前相談書

氏名

(団体の場合はその名称)

住所

(団体の場合は主たる事務所の所在地)

連絡先(TEL)

都市計画を定めようとする地域の情報

場 所				
面 積				
筆 数				
土地所有者等の数				
計画提案区域の都市計画決定の状況	区域区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域		
	用途地域			
	建ぺい率、容積率	建ぺい率	%	容積率 %
	高度地区	第2種15m	・	第2種20m
	地区計画	有	・	無
	建築協定	有	・	無
	都市施設(道路、公園等)			
	その他			

都市計画の提案に関する情報

提案の理由	
提案内容と提案後の区域の将来像	
区域内の土地所有者の状況等	
その他	

様式第7号(第11条、第12条関係)

第 年 月 日 号

都市計画提案に関する通知書

住 所
提案者氏名 様

大野城市長

都市計画法第21条の2及び大野城市都市計画の提案制度の手続きに関する事務
処理要領第4条の規定に基づき提出された都市計画提案について、下記のとおり決
定したので通知します。

記

1 提案の名称

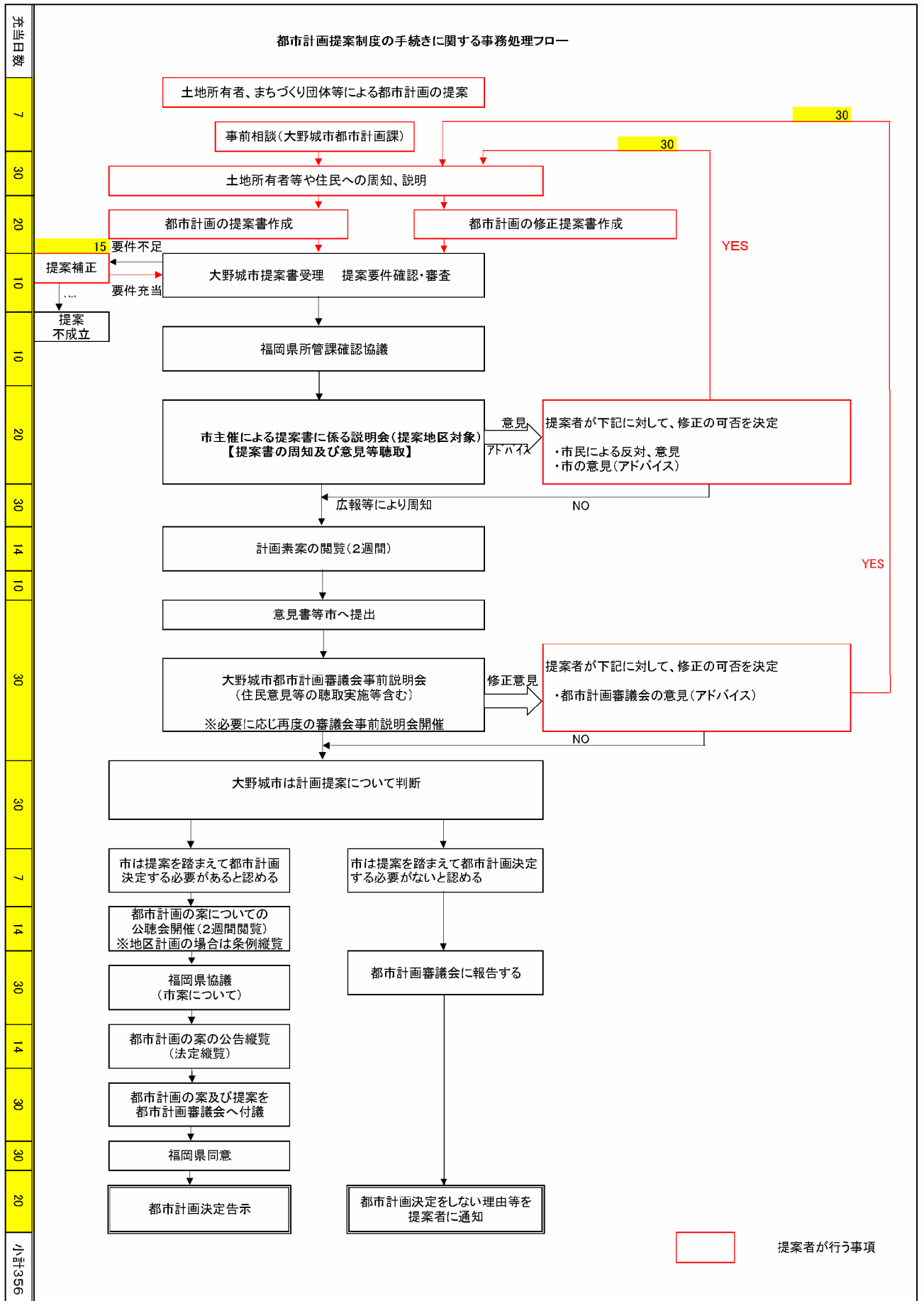
2 提案の場所

3 提案年月日 年 月 日

4 決定内容

5 理由

都市計画提案制度の手続きに関する事務処理フロー



1. 都市計画提案制度関係法令の抜粋

都市計画法第21条の2から第21条の5

(都市計画の決定等の提案)

第二十一条の二 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項において同じ。）の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従って、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ていること。

(計画提案に対する都道府県又は市町村の判断等)

第二十一条の三 都道府県又は市町村は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえた都市計画（計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又

は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)
第二十一条の四 都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画(当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。)の決定又は変更をしようとする場合において、第十八条第一項又は第十九条第一項(これらの規定を第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

(計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置)
第二十一条の五 都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。
2 都道府県又は市町村は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

政令(都市計画法施行令)

(法第二十一条の二第一項の政令で定める規模)
第十五条の二 法第二十一条の二第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、当該都市計画区域又は準都市計画区域において一体として行われる整備、開発又は保全に関する事業等の現況及び将来の見通し等を勘案して、特に必要があると認められるときは、都道府県又は市町村は、条例で、区域又は計画提案に係る都市計画の種類を限り、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、それぞれ当該都道府県又は市町村に対する計画提案に係る規模を別に定めることができる。

省令(都市計画法施行規則)

(まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体)
第十三条の三 法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
一 次のいずれかに該当する団体であること。

- イ 過去十年間に法第二十九条第一項の規定による許可を受けて開発行為（開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限る。）を行つたことがあること。
- ロ 過去十年間に法第二十九条第一項第四号から第九号までに掲げる開発行為（開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限る。）を行つたことがあること。
- 二 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 八 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

（都市計画の決定等の提案）

第十三条の四 法第二十一条の二第三項の規定により計画提案を行おうとする者（次項において「計画提案者」という。）は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都道府県又は市町村に提出しなければならない。

- 一 都市計画の素案
- 二 法第二十一条の二第三項第二号の同意を得たことを証する書類
- 三 計画提案を行うことができる者であることを証する書類
- 2 計画提案者は、事業を行うため当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定又は変更を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、前項の提案書及び図書と併せて都道府県又は市町村に提出することができる。
 - 一 当該事業の着手の予定時期
 - 二 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限
 - 三 前号の期限を希望する理由
- 3 前項第二号の期限は、計画提案に係る都市計画の素案の内容に応じて、当該都市計画の決定又は変更に必要な期間を勘案して、相当なものでなければならない。

2. 提案が適合すべき都市計画の基準

都市計画法第21条の2第3項第1号にいう都市計画に関する基準については、以下の法令等を基本とする。

基準1：都市計画全般に関する基準となる計画・方針等

(1) 国の計画等
国土形成計画法第2条に基づく「国土形成計画」 国土総合開発法第7条に基づく「全国総合開発計画」 国土利用計画法第5条に基づく「全国計画」 環境基本法第17条に基づく「公害防止計画」 道路法第76条に基づく「道路整備計画」 高速自動車国道法第5条に基づく「整備計画」 鉄道事業法第4条に基づく「事業基本計画」 河川法第16条の2に基づく「河川整備計画」 森林法第4条に基づく「全国森林計画」 卸売市場法第5条に基づく「中央卸売市場整備計画」
(2) 都市計画法第13条に規定された都市計画基準
(3) 都市計画のマスタープラン
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（1）（都市計画法第6条の2） 都市再開発方針等（2）（都市計画法第7条の2） 市町村の都市計画に関する基本的な方針（3）（都市計画法第18条の2） 1 「福岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を基準とする。 2 「福岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を基準とする。 3 「大野城市都市計画マスタープラン（平成11年3月）」を基準とする。

基準2：都市計画の種類ごとの基準となる法令

都市計画の種類	基準となる法令
区域区分	都市計画法第7条、第13条 都市計画法施行令第8条 国土交通省令第8条
地域地区（都市計画法第8条）	都市計画法第13条 （地域地区の各項目共通）
用途地域	都市計画法施行令第8条 国土交通省令第8条の2
特別用途地区	その他法令なし
特定用途制限地域	
高層住居誘導地区	
高度地区	
高度利用地区	

特定街区	
都市再生特別地区	都市再生特別措置法第36条
防火地域	その他法令なし
準防火地域	
美観地区	
風致地区	
駐車場整備地区	
臨港地区	その他法令なし
歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条
第一種歴史的風土保存地区	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する法律第3条
第二種歴史的風土保存地区	
緑地保全地区	都市緑地保全法第3条 首都圏近郊緑地保全法第3条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第6条
流通業務地区	流通業務市街地の整備に関する法律第4条
生産緑地地区	生産緑地法第3条
伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第83条の2
航空機騒音障害防止地区	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条
航空機騒音障害防止特別地区	
促進地区（都市計画法第10条の2）	都市計画法第13条 （促進区域の各項目共通）
市街地再開発促進区域	都市再開発法第7条
土地区画整理促進区域	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第5条
住宅街区整備促進区域	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第24条
拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（第19条）
遊休土地転換利用促進地区	都市計画法第10条の3、第13条
被災市街地復興推進地域	都市計画法第13条 被災市街地復興特別措置法第5条
都市施設（都市計画法第11条）	都市計画法第13条 （都市施設の各項目共通）
道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設	その他の法令なし
公園、緑地、広場、墓地その他の公共空地	
水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場	

その他の供給施設又は処理施設	
河川、運河その他の水路	
学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設	
病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設	
市場、と畜場又は火葬場	
一団地の住宅施設	
一団地の官公庁施設	
流通業務団地	流通業務市街地の整備に関する法律第7条、第8条
その他（電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設）	その他法令なし
市街地開発事業（都市計画法第12条）	都市計画法第13条 （市街地開発事業の各項目共通）
土地区画整理事業	土地区画整理法
新住宅市街地開発事業	新住宅市街地開発法第3条、第3条の2、第4条
工業団地造成事業	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第4条、第5条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第6条、第7条
市街地再開発事業	都市再開発法第3条、第4条
新都市基盤整備事業	新都市基盤整備法第3条、第4条
住宅街区整備事業	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
防災街区整備事業	密集市街地における防災街区の整備促進に関する法律
市街地開発事業等予定区域（都市計画法第12条の2）	都市計画法第13条 （市街地開発事業予定区域の各項目共通）
新住宅市街地開発事業予定区域	新住宅市街地開発法第2条の2
工業団地造成事業予定区域	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第3条の2 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第5条の2
新都市基盤整備事業予定区域	新都市基盤整備法第2条の2
一団地の住宅施設予定区域	その他法令なし
一団地の官公庁施設予定区域	
流通業務団地予定区域	流通業務市街地の整備に関する法律第6条の2

地区計画等（都市計画法第12条の4）	都市計画法第13条 （地区計画等の各項目共通）
地区計画	都市計画法第12条の5 都市計画法施行令第7条の10
防災街区整備地区計画	密集市街地における防災街区の整備促進に関する法律第32条
沿道地区計画	幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条
集落地区計画	集落地区整備法第5条